

# 大府市低所得世帯生活支援特別給付金

令和5年1月2日以降に他市町村から転入した非課税世帯へのご案内

- この給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用して、低所得世帯 **1世帯あたり**に **3万円**を給付する**大府市独自の制度**です。  
※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（1世帯あたり10万円）及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（1世帯あたり5万円）とは別の給付制度です。  
※全国の市町村でも同様の給付金事業が実施されていますが、それぞれ独自の制度であるため、本市の給付金と必ずしも同じ内容ではありません。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## 給付金の支給時期

大府市が申請書を  
受理した日から 1か月後が目安です。

## 支給対象者（転入世帯向け）

### 支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度**住民税が非課税**の世帯

（※1：令和5年1月1日に日本国内に住民登録があった世帯）

（※2：令和5年1月2日から令和5年6月1日までに大府市に転入した世帯）

（※3：転入後、申請日まで引き続き大府市にお住まいの世帯）

これは、大府市が定める基準日（令和5年1月1日）と他の市町村の基準日（令和5年6月1日）との時差を補うために設けられた給付要件です。

## 申請期間・場所

- 7月4日（火）～8月18日（金） 市役所2階 206・207会議室
- 8月21日（月）～9月29日（金） 市役所1階 7番窓口（地域福祉課）

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

## 転入世帯の考え方

転入前  
市町村

賦課期日

▲ R 5.1.1

②

▲ R 5.6.1

大府市

① 給付金基準日  
(プッシュ型)

転入

▲ R 5.1.1

▲ R 5.6.1

③ 1月2日～6月1日

これは、大府市の給付金基準日（①）と他の市町村が定める給付金基準日のうち、代表的な令和5年6月1日（②）との時差（③）を補うために設けられた給付要件です。

令和5年1月2日から6月1日までの間に大府市に**転入した非課税世帯**の場合には、**お申し出によって**給付対象となります。

## 給付金の支給手続き

- この給付金を受け取るためには、**申請手続**（**9月29日まで**）が必要です。
- 次の**全て**に当てはまる世帯が対象です。

- ・ 世帯全員の令和5年度住民税が課税されていない世帯であること
- ・ 令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録があった世帯であること
- ・ 令和5年1月1日時点で大府市に住民登録がなかった世帯であること
- ・ 令和5年1月2日から6月1日までに大府市に転入した世帯であること
- ・ 転入後、申請日まで引き続き大府市にお住まいの世帯であること

- 申請内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。
- 意図的に虚偽の申請をした場合には、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



## お問い合わせ

大府市低所得世帯生活支援特別給付金専用ダイヤル

● 7/4～8/18 ☎0562-38-5339

● 上記期間以外 ☎0562-45-6228（大府市役所 地域福祉課）

受付時間 平日9:00～17:00（水曜日のみ19:00・閉庁日を除く）